

随意契約によることとした理由

1 件名

旧広島商工会議所ビルディング管理業務

2 概要

旧広島商工会議所ビルディングの施設運営管理業務及び施設維持管理業務を委託する。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区基町5番44号

(2) 名称

広島商工会議所

4 随意契約の根拠規定

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

(物品売買等に係る随意契約ガイドライン「イ 法律文書により特定の相手方と契約の締結をすることが義務付けられているとき。」に該当)

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号に該当

5 随意契約の理由

本市と広島商工会議所は、広島市宮基町駐車場周辺の再開発事業を官民一体で推進するとともに、本市の長年の懸案であった原爆ドームの北側を望む良好な景観の形成に資するため、広島市宮基町駐車場と広島商工会議所ビルとの財産交換契約を令和3年6月25日付で締結した。

また、当該ビルは、従前の利用を継続しつつも、短期間で解体することを踏まえた適切な維持管理・補修等を行うことが求められるため、これまで約60年にも及ぶ当該ビルの管理運営実績を持ち、豊富なノウハウを蓄積している同所に、引き続き管理運営を一体的に担わせることが、効率的でコスト縮減の観点からも最適であることから、同所に当該ビルの管理業務を委託することなどを定めた覚書を令和3年6月25日に交換した。

なお、同所は、令和3・4・5年度においても、随意契約により同業務を不備及び滞りなく進め、適切かつ確実に履行している。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び本市の物品売買等に係る随意契約ガイドライン「イ 法律文書により特定の相手方と契約の締結をすることが義務付けられているとき。」に基づき、随意契約とするものである。